平成２７年（フ）第２８６号
千葉県松戸市小金きよしケ丘２丁目５番地の23　高橋マンション201号
破産者　高梨　峰大
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２８９号
千葉県松戸市金ケ作213番地の10　盛方
破産者　前　小百合
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２５２７号
神奈川県秦野市南矢名450番地　コーポ青木202号、開始決定時の住所東京都中野区中央２丁目30―９　ツバセスパート18　１Ｆ
破産者　平原　栄作
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５０号
神奈川県伊勢原市伊勢原２丁目２番21号伊勢原ビル１階
破産者　株式会社トライアス
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４８号
岐阜県土岐市泉梅ノ木町２丁目15番地
破産者　有限会社サンアルヴィック
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第７３号
滋賀県近江八幡市船木町968番地
破産者　マツイホウムこと　松井　秀夫
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第３３５３号
大阪市北区南扇町１番２号伊東ビル３Ａ
破産者　有限会社オフィス・エージェンシー
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３７８号
大阪市浪速区恵美須西１丁目３番３号　恵美須ビル３Ｆ
破産者　ニッチシステム株式会社
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４２３号
大阪府寝屋川市下木田町11番３号
破産者　樋口建設工業株式会社
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４５４号
大阪府摂津市鳥飼中１丁目37番５号
破産者　有限会社ハヤシ工務店
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４７９号
大阪市淀川区塚本１丁目19番32号
破産者　スリーライトマリン株式会社
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５０８号
大阪府東大阪市荒川２丁目28番19号
破産者　有限会社フラッシュ
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６３４号
大阪府茨木市真砂１丁目13番５号
破産者　株式会社三代志商会
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６９９号
大阪府東大阪市中小阪３丁目６番５号
破産者　有限会社瑞寶
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７号
秋田県横手市梅の木町５番37号
破産者　株式会社橋本設計
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第１６２号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字三原629番地
破産者　有限会社阿部建材
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３９８号
東京都青梅市河辺町４丁目15番地の７サンアベニュー河辺102
破産者　菊地　健昭
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５６９号
東京都小平市花小金井南町３丁目７番５－６号武蔵野ハウス206号
破産者　石井　敏雄
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０８号
福井県南条郡南越前町湯尾第17号22番地
破産者　川村産業株式会社
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３８号
岡山市中区国富1043番地７　５、旧住所岡山市中区高島新屋敷407番地６アクティブイン高島202
破産者　濃野　憲介
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３９号
岡山市中区国富1043番地７　５、旧住所岡山市中区高島新屋敷407番地６アクティブイン高島202
破産者　濃野　洋子
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部